

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項、第2項及び地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの業務運営等に関する規則（平成26年岡山市規則第94号）の規定に基づき、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「法人」という。）の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により岡山市長（以下「市長」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

第2章 業務の方法

(病院の設置及び運営)

第3条 法人は、市の医療政策として求められる救急医療、感染症医療、災害時における医療及び高度医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、市内における医療水準の向上を図り、もって市民の生命と健康を守るため、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター定款（以下「定款」という。）第18条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

(法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第19条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する地域支援を行うこと。
- (3) 医療に関する教育及び研修を行うこと。
- (4) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (5) 災害等の発生時における医療救護を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。

(緊急時における市長の要求)

第5条 法人は、定款第20条の規定に基づき、市長から定款第19条第1号、第4号又は第5号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

第3章 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(内部統制に関する基本方針)

第6条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、岡山市の条例、規則又は当法人の定款等に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(役職員の倫理等に関する事項)

第7条 法人は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(理事会の設置及び役員の職務分担に関する事項)

第8条 法人は、理事会の設置及び役員の職務分担に関する要綱等を整備する。

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第9条 法人は、中期計画等の策定及び評価について、適切に実施するための手法等を整備するものとする。

(内部統制の推進に関する事項)

第10条 法人は、内部統制の推進に関する規程等を策定するものとする。

(リスク評価と対応に関する事項)

第11条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする要綱等を整備するものとする。

(情報システム、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第12条 法人は、情報システム、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する方針、基準等を整備するものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

(監事及び監事監査に関する事項)

第13条 法人は、監事及び監事監査に関する要綱等を整備するものとする。

(内部監査に関する事項)

第14条 法人は、内部監査担当部門を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第15条 法人は、内部通報及び外部通報に関する要綱等を整備するとともに、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みを整備するものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第16条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報をWeb等で公開するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第17条 法人は、人事管理に関する方針等を整備するものとする。

第4章 業務の委託等

(業務の委託)

第18条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められる場合、業務の一部を委託することができる。

第5章 契約に関する基本的事項

(委託契約)

第19条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第20条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができ

るものとする。

- 2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとするとともに、契約過程の透明性及び効率性の向上を図るものとする。

第6章 役員等の損害賠償責任

(役員等の損害賠償責任)

第21条 役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、法第19条の2の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の責任は、市長の承認がなければ、免除することができない。
3 市長は、前項の承認をしようとするときは、市議会の議決を経なければならない。
4 前2項の規定にかかわらず、法人は、第1項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から、地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例（令和2年岡山市条例第7号）で定める額を控除して得た額を限度として、市長の承認を得て免除することができる。

第7章 雜則

(委任)

第22条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、第21条の規定は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。